

防衛監察本部達第7号

防衛監察本部の表彰等に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

防衛監察監 櫻井 正史

防衛監察本部の表彰等に関する達

改正 令和2年12月25日達第5号

(目的)

第1条 この達は、防衛監察本部（以下「監察本部」という。）において、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(職務の遂行に当たり功績があった者)

第2条 職務の遂行に当たり、困難な業務の完遂、業務処理の改善又は合理化等に功績があり、他の職員の模範として賞揚に値すると認められる者に対して、その功績の程度により、それぞれ賞詞を授与する。

(車両操縦手として功績があった者)

第3条 車両操縦手が、無事故で車両を操縦し、次の各

号の一つに該当し、かつ平素の勤務成績が良好である場合には、当該各号に掲げる賞詞を授与する。

(1) 基準走行距離 20,000 キロメートルに達した場合 第5級

(2) 基準走行距離 40,000 キロメートルに達した場合 第4級

(3) 前号の賞詞を授与された後は、基準走行距離 40,000 キロメートルに達するごとに 第4級

(4) 永年にわたり、無事故で長距離を走行し、かつ、勤務成績が極めて良好で、特に他の模範と認められる場合 第3級

2 前項の基準走行距離の算定は、乗用車による走行距離数とする。

3 無事故走行距離の算定基準及び無事故の認定基準については、「車両無事故表彰の取扱いについて」(防人1第541号。39.10.15)の定めるところによる。

(表彰の上申)

第4条 総務課長及び統括監察官（以下「課長等」という。）は、第2条又は前条に定める表彰に該当する事実を認めた場合には、別記様式第1又は別記様式第2により、防衛監察監（以下「監察監」という。）に上申するものとする。

2 前項の上申期限は毎年9月末日とする。ただし、表彰に該当する事実があり、速やかに表彰することが適当であると認めた場合は、その都度上申するものとする。

（感謝状の贈与）

第5条 感謝状は、監察本部の実施する監察に協力し、又は援助し、その功労が著しいと認められる職員以外の者又は団体に対して贈与する。

（感謝状の上申）

第6条 課長等は、感謝状を贈与すべき功労に該当する事実を認めた場合には、別記様式第3により監察監に上申するものとする。

2 前項の上申期限は、第4条第2項の規定を準用する。

別記様式第1（第4条関係）

職務の遂行に当たり功績のあった表彰候補者推薦調書

課長等名

推薦 序列	所属・官職 (階級)・氏名	功績の大要	課長等の意見 (推薦賞詞区分)	備 考

別記様式第2（第4条関係）

職務の遂行に当たり功績のあった表彰候補者（車両無事故操縦手）推薦調書

課長等名

推薦 序列	所属・官職 (階級)・氏名	防衛省採用年月 日（監察本部採 用年月日）	走 行 距 離	
			前回の表彰時の 累計距離（前回 の表彰年月日）	今回の表彰の対 象になる距離

合 計	課長等の意見 (推薦賞詞区分)	備 考

別記様式第3（第6条関係）

感謝状贈与候補者推薦調書

課長等名

推薦 序列	住所及び氏名 (団体の場合は、 その団体及び代 表者名)	功労の概要	功労が部内外 に与えた影響	候補者の履歴 (団体の場合は、 その団体の業績 概要)	備 考